

海浜整地業務特記仕様書

第1条（総則）

本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」によるものとする。

第2条（現場責任者）

1. 受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

2. 受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。
(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）
<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

- (2) 資格が、建設業法第7条第2項第2号ハ及び第15号第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ハ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第3条（業務時期及び業務時間の変更）

1. 受注者は、海水浴場のオープン2日前までに、全ての作業を完了させなければならない。ただし、材料手配の都合等でこれが難しい場合は、可能な限り早期に完了できるように努めなければならない。
2. 受注者は、海水浴場開催期間中は、業務区域内の現場保全に努めなければならない。台風等により、新たな漂着物が発生した場合や、新たに土砂が堆積した場合は、海水浴場の運営に支障がないように、速やかに撤去しなければならない。なお、新たに発生した作業については、設計変更の対象とする。
3. 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
4. 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

第4条（業務中の安全確保）

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（平成21年国官技第333号）、建設機械施工安全技術指針（平成17年国官技第333号、国総施第190号）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場確認を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約事項を超えて受注者を拘束するものではない。
2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年建設省経建発第1号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
3. 受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。
4. 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行時に複数の作業員により確認しなければならない。
5. 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められた場合は、この限りでない。
6. 受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立入禁止の表示板等を設けなければならない。
7. 受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
8. 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - （1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - （2）本業務内容等の周知徹底
 - （3）業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - （4）当該業務における災害対策訓練
 - （5）当該業務現場で予想される事故対策
 - （6）その他、安全・訓練等として必要な事項
9. 受注者は、業務着手前に業務の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。
10. 受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」に

より、監督員に提出しなければならない。

1. 受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

第5条（現地調査）

1. 受注者は、業務の着手前又は着手中の現地調査に際して、道路施設の管理上の問題点及び第三者に影響を及ぼす異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

第6条（後片付け）

1. 受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに、現場及び業務にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。

第7条（事故報告書）

1. 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

第8条（諸法令の遵守）

1. 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

第9条（地域住民等への対応）

1. 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、地域関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
3. 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

第10条（資材価格高騰に対する特例措置）

1. 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。
2. 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第11条（出来高の算出）

1. 本業務の当初発注数量は、過去の実績から算出した予定数量である。受注者は、業務着手前に起工測量を行い、各箇所作業範囲、作業数量について発注者と協議し、その結果に基づき作業を行うものとする。
2. 作業量を出来形<寸法>管理することが困難な場合は、実績日報・写真等により作業

実績の証明を行い、監督員の確認を受けなければならない。

3. 最終の業務数量は、実施数量（発注者が作業指示した数量）に基づき設計変更を行うものとする。なお、実施数量の算出資料（図面、数量計算書等）は受注者が作成するものとする。

第12条（委託の検査）

1. 受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

- (1) 出来高数量表
- (2) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）
- (3) 交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書（写）
- (4) 各種申請書、許可証、契約書（写）
- (5) 打合せ簿
- (6) 作業記録
- (7) 記録写真
- (8) 安全訓練等の記録
- (9) その他監督員が必要と認めた書類

第13条（施工管理等）

1. 受注者は、海浜整地の施工については、監督員より指示を受けた場合には、速やかに現地確認を行い、作業計画を立て、一般交通に支障となる場合には、警察等の関係機関と協議して作業日を決定し、監督員に報告すること。
2. 作業に際しては、近隣住民に作業日時等を周知し、地元との適切な調整を行い、トラブルの防止に努めること。
3. 海浜整地により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させないようにすること。
4. 作業における状況写真は、作業前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理しておくこと。
5. 業務看板、保安施設状況及び交通誘導員の配置状況についても撮影しておくこと。
6. 作業の完了時には、監督員の確認を受けること。

第14条（除草時の飛散防止）

1. 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、現場状況に合わせ、以下の①又は②のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニヤ板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。

- ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する。
- ・受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

第15条（竹・草木類の搬出等）

1. 竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
2. 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
3. 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
4. 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

第16条（廃棄物の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には、監督員と協議し承諾を得ること。また、受注者は廃棄物の処理及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、受注者の責任において適正に処理及び処分を行うものとする。

第17条（使用機械）

1. 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

第18条（履行する際の注意事項）

1. 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。